

令和7年度 就業支援講習会
介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修・介護福祉士受験対策講座 業務仕様書

1 業務の目的

大阪市内在住のひとり親等を対象に介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修・介護福祉士受験対策の各講座を実施し、ひとり親家庭等が介護にかかる資格を取得し、技能の向上と経済的自立を図ることを目的とする

2 実施（契約）期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

3 業務内容等

- (1) 日程、講習時間、定員、場所等

別紙参照

- (2) 講習体制・カリキュラムの作成

講習目的を確実に実施するとともに受講生個々の習熟度について確認できる体制を構築する
また、大阪市ひとり親家庭福祉連合会（以下、「当会」という。）が定めた講習時間に応じて、就業や資格取得に向けた知識、技術が習得できるよう講習カリキュラムを作成する
なお、講習方法は以下のとおりとする。

【介護職員初任者研修】 座学…通学（大阪市立愛光会館） 演習…通学（委託先等）

【介護福祉士実務者研修】 レポート…通信制 演習…通学（委託先等）

【介護福祉士受験対策講座】 通学（大阪市立愛光会館）

- (3) 講習用テキスト、演習問題等の作成

資格試験に沿ったテキストを使用し、必要に応じて演習問題等の補助教材を作成する
テキストは見本（当会用1部）と受講生人数分を講習実施前に当会指定場所に納品する

- (4) 資格試験に関すること

試験にかかる資料（申込書）等の提供、説明等を行う

- (5) 満足度調査等のアンケートの実施

受講生の理解度や満足度等を把握するためのアンケート調査を実施し、業務終了報告書（様式4）とともに集計結果を提出する

- (6) 講習実施場所

大阪市立愛光会館及び受託者が保有する施設等

- (7) 当会が用意できる研修素材（愛光会館で実施する場合のみ）

ホワイトボード、プロジェクター、スクリーン、教材用紙等

4 講師

提出した講師プロフィール（様式3）に沿って派遣する

当該講師に不都合が生じた場合も同等の能力を有する者を選定し、当会の了解を得ること

5 委託料等の支払い

- (1) 本業務の履行完了後、契約書に基づき支払うこととする
- (2) 教材費については、受講人数分の支払いとなるため、受講人数によって増減する

6 再委託

本業務について、他の者に業務の全部または一部を再委託することはできない

7 講座の中止について

受講希望者が定員の半数に満たない場合、講座を中止することがある。この場合、費用は発生しないものとする

なお、講座中止の判断は開講日から起算して10日前に行う。当日が日曜・祝日の場合は翌開館日とする

8 その他

- (1) 事業者は、業務の円滑な実施及び本会との連絡調整にあたる業務担当者を設置し、その内容を本契約締結時に当会に届出る
- (2) 本業務について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書及び当会の指示によるものとする
- (3) 管理体制が整わない等により事業者が行う業務の履行が確実にないと認められるとき、社会的信用を損なう等により事業者としてふさわしくないと認められるときなど、事業者に指定することが著しく不適当と認められる事情が決定の通知後に生じたときは、決定を取り消すことがある
- (4) その他、疑義が生じた場合は当会と協議する

9 仕様書に関する問い合わせ先

大阪市立愛光会館指定管理者

公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会（担当：小化・寺本・飯澤）

所在地：〒531-0071 大阪市北区中津1-4-10 大阪市立愛光会館3階

TEL：06-6371-7146 FAX：06-6371-6722